

(案)

新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン

(厚生労働省)

平成19年 月

(平成19年 月 日版)

－ 目 次 －

I はじめに

- 1 目的
- 2 実施時期
- 3 本ガイドラインの見直し等

II 基本的事項

- 1 汚染地域に係る出入国の制限
- 2 検疫所における対応
- 3 検疫措置
- 4 仮検疫済証の交付
- 5 情報の収集及び提供等
- 6 関係機関との連携
- 7 検疫業務に対応する検疫官について

III 検疫対応

- 1 航空機の検疫について
- 2 船舶の検疫について

IV その他

- 1 密入国者及び難民等に対する対応
- 2 警察等への協力要請
- 3 関係機関への協力要請
- 4 消毒薬

○別紙様式

- | | |
|-----|-----------------------|
| 別紙1 | 健康状態質問票 |
| 別紙2 | 調査票 |
| 別紙3 | 日本に入国された方へ(健康状態報告指示書) |
| 別紙4 | 通知書 |
| 別紙5 | 健康管理カード |

I はじめに

1 目的

本ガイドラインは、「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)のうち、「予防と封じ込め」対策を具体化するものとして作成したものであり、フェーズ4A以降5Aまでにおいて、新型インフルエンザの罹患の有無の確認等をはじめとする検疫業務の強化等により、水際においてできる限りの侵入防止を図ることを目的とする。

なお、フェーズ5B以降においては、検疫における水際対策及び早期封じ込め対策から、他の対策へ重点が移行するため、対応の縮小について検討するものとする。

2 実施時期

本ガイドラインは、WHOの宣言に基づき、フェーズ4(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている)となり、新型インフルエンザが検疫法(昭和26年法律第201号)(以下「法」という。)第34条の規定に基づき指定された場合に、速やかに実施するものとするが、ヒト-ヒト感染の発生が確認され、WHOの宣言が行われる前にフェーズ4と同様の国内対策を実施する場合にはにおいても適用する。

3 本ガイドラインの見直し等

本ガイドラインに記述されている対策等については、新型インフルエンザが法第34条の規定に基づき指定された際に、行動計画の「予防と封じ込め」の項に記述されている感染力及び病原性、また、臨床症状(*)、疫学情報等に基づき、本ガイドラインの目的を達成するために、現時点で最も効果的な対策であるとの見地から記述している。

なお、新型インフルエンザ等に関する医学・科学的知見、検査技術の進展等に応じて、適宜、必要な修正・追加等を行い、ガイドラインに反映させていくものとする。

* 一般的にインフルエンザは、発熱や呼吸器症状を伴うが、新型インフルエンザの症例定義はヒト-ヒト感染発症時に改めて定義する。

また、新型インフルエンザが確認された時点で、そのウイルスの遺伝的情報も明らかとなると考えられることから、PCR検査による診断は可能という前提をしている。

なお、検査の実施手順(検体採取、検査方法等)については、別途定めることとする。

II 基本的事項

1 汚染地域に係る出入国の制限

基本的な考え方として、フェーズの進展(あるいは、ウイルスの感染性又は病原性等の変異)に応じて、帰国者への検疫対応の質と量を確保するため、外務省、国土交通省、法務省、財務省、防衛省、警察庁等との協議に基づき、

- (1) WHO による渡航自粛等の指定がなされた地域の渡航については、厚生労働省から要請により、外務省において、その危険性の程度に応じ、渡航の自粛・禁止等の措置を速やかに実施する。
- (2) 外務省が現地において避難勧告を発する場合には、その対応等について事前に厚生労働省等と協議するものとする。また、帰国対象者の範囲(特に、感染者及び感染疑い者に対する帰国許可の有無)、帰国対象者の数、国内到着場所及びCIQ体制、必要な医療提供(医療機関の確保)等、実施方法についてもあらかじめ検討が必要である。
- (3) 状況に応じ汚染地域から来航又は発航する船舶(特に客船・フェリー)・航空機を制限するため、国土交通省を通じて航空会社等に対して運行自粛等を要請する。はじめに、チャーター便等検疫港以外への到着便について運航自粛を要請し、危険性の程度により、順次、運行自粛の拡大を強化する。
- (4) 汚染地域から来航する船舶・航空機については、感染の拡散防止等公衆衛生上の観点から、事前に国内検疫実施場所を指定(空港については成田及び関西空港、海港は客船については横浜、神戸港、その他は検疫港に限定)し、検疫対応を集約することとする。国内到着場所の指定の発動の時期及び具体的な集約については、危険性の程度に応じ、別途判断するものとする。

検疫所業務管理室は、集約された場合の対応について、全国の検疫所からの応援態勢の確保について、事前に集約の方法に応じ、応援者の特定、業務内容、宿泊施設の確保等具体的に検討しておくものとする。また、要請があった場合に備え、省内関係部局においては、例えば災害医療支援チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)の派遣等、他の医療機関等からの応援による人員の確保に努めることとする。
- (5) 汚染地域から来航する船舶・航空機等を受け入れる日米地位協定に基づく米国軍基地における軍人・家族及びその基地内に展開する自衛隊員等については、基地外に感染の拡大が及ばぬよう、適切な検疫強化措置を実施するよう要請する。
- (6) 新型インフルエンザ対策においては、国民の協力が必要不可欠であることから、関係省庁及び関係各機関の、連携・協力をもって情報の共有を図り、広く国民の理解を得るよう努めることとする。

2 検疫所における対応

世界各国の発生・流行状況を適切に把握しつつ、新型インフルエンザの発生・流行地域からの入国者について、検疫前の通報(法第6条)、健康状態質問票(以下、「質問票」という。別紙1)、医師の診察(法第13条)を踏まえ、新型インフルエンザ疑い患者、濃厚接触者(同行の家族・友人、渡航中行動をともにした集団・添乗員、搭乗(航行)中に世話をした乗務員(乗組員)等)及び同乗者を、①法第16条の規定に基づく停留、法第15条の規定に基づく隔離、②法第18条の規定に基づく健康監視、居住地の自治体への通報により対応する。

これらを実施するにあたり、検疫所長は、危機管理に迅速に対応すべく、初動の防疫体制の構築が重要である。各検疫所で作成した危機管理マニュアルにしたがって、指揮命令系統及び役割分担の明確化を事前に確認の上、定期的な訓練等の実施により、危機管理時に備えておく必要がある。

また、フェーズ4A以降、パンデミックフェーズの進展により、業務の集約化等、各検疫所が有機的に連携を図り、業務に対応すべく、その体制作りについて本ガイドラインに基づき、事前に協議を行い準備しておく必要がある。

3 検疫措置

我が国への到着までの時間と新型インフルエンザの潜伏期間を考えると、検疫時に新型インフルエンザ疑い患者を漏れなく探知することは難しいことが想定されることから、法に基づく措置に加え、マスクの配布等、幅広く対応することにより、可能な限りの国内への侵入と感染拡大の防止を図るものとする。

(1) 停留及び隔離(医療機関への入院等)

検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者と判断した場合には、法第16条の規定に基づく停留を指示し、感染症指定医療機関に搬送し、委託停留を実施する。緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行う。この際の停留期間は新型インフルエンザ発生地域を発航してから潜伏期間内とする。また、停留期間中にPCR等の検査を実施し、検査の結果、新型インフルエンザと確定した場合には、法第15条の規定に基づく委託隔離を実施する。

事前に委託医療機関との間で、連絡体制、搬送方法等を十分調整することが重要である。

(2) 濃厚接触者への対応

新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる同行した家族・友人、渡

航中行動をともにした集団・添乗員、搭乗(航行)中に世話をした乗務員(乗組員)等、いわゆる濃厚接触者については、感染した危険性が相対的に高いことから、さらに詳細な問診、診察等を実施し、感染の危険性が相対的に高い者については、医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替え施設等)において潜伏期間内の停留を実施する。

この間、新型インフルエンザを疑う症状が発症した場合には、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

ただし、検査の結果、感染を疑い感染症指定医療機関へ搬送した者について、陰性が確認された時点で、上記措置は解除するものとし、残りの潜伏期間については健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②政令日間の外出を禁止(法改正を踏まえ要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

(3) 有症者が発生した船舶及び航空機に同乗していた者への対応

機側及び船内において、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、調査票(別紙2)により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書(別紙3)に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②政令日間の外出を禁止(法改正を踏まえ要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

上記健康監視に附した者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

(4) 機内に有症者の発生がなく、汚染地域から入国するその他の乗客への対応

法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書に基づき、健康監視(政令日間の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

潜伏期間内における当該者からの朝夕の体温報告、異状が生じた場合の報告等については、外部委託によりオペレーションセンターを設置し、対応することとする。

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、原則、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書(別紙 4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知するとともに、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

また、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事への通報は行わない。

4 仮検疫済証の交付

新型インフルエンザの発生地域を発航してから潜伏期間内に来航する航空機又はインフルエンザ発生地域を出港若しくは発生地域に寄港してから潜伏期間内に我が国に来航する船舶については、検疫の結果、新型インフルエンザウイルスの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合に、潜伏期間を超えない範囲で一定の期間を定めて、法第 18 条の規定に基づき、政令時間を超えない期間を定めて仮検疫済証を交付する。

5 情報の収集及び提供等

適切な検疫対応を実施する上で、WHO等の国際機関、各国政府機関、又は、在外公館(大使館・総領事館等)を通じ、患者の発生地域等、迅速かつ正確な情報収集に努めることは極めて重要な事項である。厚生労働本省検疫所業務管理室を通じ、これらの情報を入手した場合には、それらの情報に基づき、迅速かつ的確な検疫対応を図るよう努める。

また、適切な検疫対応を実施するためには、国民一人一人の自覚と積極的な協力が、なにより重要であることから、検疫法第27条の2第 1 項の規定に基づき、外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、新型インフルエンザの海外における発生の状況及びその予防方法に関する情報等について、各検疫所のホームページへの掲載、各空港や港湾の検疫窓口及び出国ロビーにおけるポスターの掲示、パンフレットの配付、職員による注意の呼びかけ等、考え得るあらゆる広報手段を講じ、積極的に情報提供を行うことが重要である。

なお、新型インフルエンザ疑い患者若しくは確定患者等に関する報道機関等への対外的な対応は、本省で行い、検疫所における対応が必要な場合には、検疫所業務管理室と協議の上、対応するものとする。

6 関係機関等との連携

検疫所は、検疫の実施に際し、新型インフルエンザの国内への感染拡大を防止するため、本ガイドラインに基づき、関係機関、都道府県等との情報の共有、連携強化を図り、対応に当たることが重要である。

また、空港及び港湾における検疫業務に係る関係事業所等については、危機管理に備え、緊急時の連絡先の把握等、迅速な対応の体制確保に努めること。

7 検疫業務に従事する検疫官の安全確保

検疫業務を実施するにあたり、事前にプレパンデミックワクチンの接種、抗インフルエンザ薬の予防投与、安全な予防衣の着用等、社会機能を維持するための必要な対応を実施する。

また、検疫職員が検疫業務に従事した後は、除染のための手洗いや消毒用エタノール等による手指の消毒、うがいの励行について、周知徹底を図ること。

なお、新型インフルエンザの患者又は疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫所職員について、感染若しくは感染の疑いが生じた場合には、感染症法に基づく措置がとられることとなる。

さらには、都道府県知事が実施する感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となることから、調査が実施された場合には協力すること。

上記については、関連のガイドラインを参考に具体的な内容を検討するとともに、ワクチン、抗インフルエンザ薬の迅速に確保するため、事前に対象職員、接種方法、投与量、登用方法等を、ウイルスの感染性、病原性、業務内容等に応じて検討しておくこと。

III 検疫対応

1 航空機の検疫について

(1) 新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機からの検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合、下記により対応するものとする。

① 到着前の対応について

新型インフルエンザの患者発生国から来航する航空機からの検疫前の通報（検疫法第 6 条）により、患者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長に、有症者と判断するために必要な情報を確認し、その結果、新型インフルエンザ発症者の定義に合致する者が搭乗していることが把握できた場合には、航空会社等に、航空機内における感染防御対策が実施されていることを把握するよう努める。

原則、機内検疫を実施するが、航空会社等関係者と協議の結果、機内検疫に替わる方法で検疫を行うことが可能と検疫所長が判断する場合には、この限りではない。

なお、当該航空機に対する検疫対応については、入国管理局、税関、航空局等、関係機関に対し情報提供を行う。

② 航空機到着前の指示事項

検疫所長は、航空会社を通じて、航空機の機長に次の協力を求めることとする。

- ・有症者には可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。
- ・有症者の対応を行う乗務員はできるだけ、少人数の専属とし、マスク等を着用させること。
- ・有症者と他の乗客との間隔を可能な限り空ける。有症者対応乗務員により、当該有症者を後方座席又は他の乗客と十分な距離が取れる場所に移動させること。
- ・有症者と他の乗客の距離がとれない場合には、当該有症者周囲の乗客に対してマスク着用等の予防措置を実施すること。
- ・化粧室については、有症者に最も近い場所を専用とし、他の乗客の使用を禁止させること。

なお、貨物専用機においては、この限りではない。

③ 検疫の実施

機内検疫の場合の実施手順は次のとおりである。なお、機内検疫に替わる方法で行う場合には、これに準じて実施すること。

- ア 検疫官は機内に赴き、有症者が他の乗客と離れているかどうか、周囲の乗客が適切にマスクを着用しているかどうかを確認する。また、法第 12 条の規定に基づき、全乗客・乗員に質問票及び調査票、健康状態報告指示書を配布し、記入を求める。
- イ 検疫官(医師)は、機内で、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置(搬送、停留)の決定を行う。
- ウ 検疫官は、必要に応じ車椅子等を用いて、新型インフルエンザ疑い患者を機内から直接搬送車に誘導する。
- また、搬送準備等が整うまでの間は、各検疫所の状況に応じて、当該新型インフルエンザ疑い患者を適切な場所に待機させる。
- エ 濃厚接触者がいる場合には、機内で、濃厚接触者に対し、検疫官(医師)が、質問票を基に問診及び診察を行う。この結果、感染した危険性が相対的に高いと診断された当該者については、医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)において潜伏期間内の停留を指示する。

この間、新型インフルエンザを疑う症状が発症した場合には、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

ただし、検査の結果、感染を疑い感染症指定医療機関へ搬送した者について、陰性が確認された時点で、上記措置は解除するものとし、残りの潜伏期間については健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②政令日間の外出を禁止(法改正を踏まえ要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

オ 検疫官は、新型インフルエンザ疑い患者及び濃厚接触者の誘導後、機側にて質問票等の回収及びサーモグラフィー等による健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②政令日間の外出を禁止(法改正を踏まえ要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

上記健康監視に附した者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

カ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

④ 新型インフルエンザ疑い患者等に係る措置

ア 搬送前の基本事項

(ア) 感染症指定医療機関(緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの)には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型インフルエンザ疑い患者の情報、予想到着時間等を必ず事前に連絡する。

(イ) 入国管理局、税関等の関係機関及び自治体(空港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所)にあらかじめ連絡する。

(ウ) 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路が望ましい。

イ 停留措置

- (ア) 法第 16 条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。
- (イ) 搬送にあたって、新型インフルエンザ疑い患者に接触する検疫官等は、防護衣、マスク、手袋等を着用する。また、運転のみを行う者はマスクを着用する(患者移送ガイドラインを参照)。
- (ウ) 拡散を防止するため、アイソレーションテント等を使用することで、運転席と後部(ケアコンパートメント)の間を仕切ることが可能となる。

ウ 消毒

検疫官は、法第 14 条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。

- (ア) 新型インフルエンザ疑い患者の手荷物
- (イ) 新型インフルエンザ疑い患者の座席周辺のシート、接触したトイレ、利用した食器等。

エ 濃厚接触者等の搬送

感染した疑いが相対的に高いと診断された当該者については、搬送車により検疫官が医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)に搬送することとする。

搬送時には、検疫官は万一の感染防止の観点から、マスク及び手袋を着用し、また、当該者についてもマスクの着用を要請する。

オ 健康監視対象者からの報告に対する対応

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、原則、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知するとともに、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

(2) 検疫前の通報により有症者がいないとの報告があった場合

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機の機長から、法第 11 条第 2 項の規定に基づく書類の提出及び呈示を求め、機内に有症者がいないことを書面で確認する。

① 質問票及び体温測定

検疫官は、機側にて新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認

するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

また、法第 18 条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書に基づき、健康監視(政令日間の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

なお、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事への通報は行わない。

② 有症者等への対応

質問票等から、有症者が確認できた場合には、ただちに医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、Ⅲ-1-(1)-③に従って停留措置を行う。

(3)その他

トランジット(乗り継ぎ)の乗客に対しては、可能な限り汚染地を経由した、あるいは汚染地に滞在していた者に対し申告を呼びかける。また、トランジットルームに勤務する職員などの協力を得て患者の把握に努めることとし、有症者が、治療等のため入国を希望する場合には、通常検疫により発見された場合と同様、Ⅲ-1-(1)-③の手続きにしたがい取り扱う。

2 船舶の検疫について

(1) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合

到着前に船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について確認を求め、その結果、新型インフルエンザの感染を疑う者が乗船していることが把握できた場合には、検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、検疫所長は、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

検疫所長は、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し、検疫法第 8 条 3 項の規定により、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。

着岸検疫は、当日の天候等の理由により検疫官の安全確保が難しい場合に実施することとし、事前に港湾管理者、海上保安部署等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておく。

① 船舶到着前の指示事項

新型インフルエンザの発生地域から潜伏期間内に来航する船舶内で、乗客または乗組員に、有症者がいるとの通報があった場合には、検疫官は、船舶代理店を通じて、当該船舶に対し、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡するとともに、次の事項を指示する。

ア 有症者は個室で、隔離を実施すること。なお、個室がない場合には、可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。

イ 有症者と接触する者は限定し、感染防止対策(マスク、手袋、手洗い、うがい等)を実施すること。

ウ 有症者について朝夕の体温と症状、使用した薬剤の記録及び報告を行うこと。

エ 有症者の使用するトイレを限定し、適宜消毒を実施すること。消毒には消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液等、適切なものを用いること。

オ 船舶代理店を通じて本船に質問票(別紙1)を FAX または電子メールにより送付し、検疫前に全乗客、全乗組員が質問票に記入すること。

② 関係機関、水先人等への情報提供等

ア 検疫官は、海上保安署及びベイパイロット等、入国を目的としているが、沖合を航行し検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関に対して、新型インフルエンザの発生・流行地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報を随時提供する。

イ 検疫官は、臨船検疫を行った後に、同船舶に乗船する者に対して、新型インフルエンザの発生・流行地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報を随時提供する。

- ・ ハーバーパイロットに対して、乗船時に、マスクや手袋の着用等を指導する。
- ・ 水先人が検疫官と同時に乗船する場合には、法第 5 条の規定に基づき、検疫が終了するまで水先人を下船させない。また、水先人には操舵室以外へ立ち入らないよう要請する。さらに、下船時には検疫官が除染を行う。

③ 臨船検疫等の実施

ア 検疫官は、港湾管理者、海上保安署等に対して、新型インフルエンザ疑い患者が乗船している可能性があるため、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡する。さらに、有症者の重篤度に応じて必要な機材を準備する。

イ 検疫官は、船舶の長及び衛生管理者等から、有症者、濃厚接触者及び同乗者(乗客、乗組員)の状況説明を受ける。

ウ 検疫官(医師)は、当該船舶の個室において、質問票を基に有症者の問診、診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡する。また、調査票(別紙3)及び健康状態報告指示書

(別紙4)を配付し、記入させる。

エ 検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置(搬送、停留)の決定を行う。
また、検疫官に対して、医療機関への搬送準備を指示する。

オ 濃厚接触者がいる場合には、検疫官(医師)は、適切な場所において、質問票を基に問診及び診察を行う。この結果、新型インフルエンザ疑い患者と診断された場合には、停留措置を行う。

また、さらに詳細な問診、診察等を実施し、感染した疑いが相対的に高いと診断された当該者については、医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)において潜伏期間内の停留を要請する。この間、新型インフルエンザを疑う症状が発症した場合には、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

ただし、検査の結果、感染を疑い感染症指定医療機関へ搬送した者について、陰性が確認された時点で、上記措置は解除するものとし、残りの潜伏期間については健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②政令日間の外出を禁止(法改正を踏まえ要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ必要な協力を得ることとする。

カ 検疫官は、措置が必要な新型インフルエンザを疑う者及び濃厚接触者の下船後、同乗者等については、有症者の検査結果が出るまでの間、船舶内に停留する。その間、質問票等の回収及びサーモグラフィー等による健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②政令日間の外出を禁止(法改正を踏まえ要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

上記健康監視に附した者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ必要な協力を得ることとする。

キ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、海上保安署、港湾管理者等、関係各機関へ情報提供する。

④ 新型インフルエンザ疑い患者の停留措置

ア 搬送前の基本的事項

- (ア) 感染症指定医療機関(緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの)には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型インフルエンザ疑い患者の情報、予想到着時間等を必ず事前に連絡する。
- (イ) 入国管理局、税関等の関係機関及び自治体(港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所)にあらかじめ連絡する。
- (ウ) 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路を選ぶ。

イ 停留措置

- (ア) 法第 16 条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。
- (イ) 搬送にあたって、新型インフルエンザ疑い患者に接触する検疫官等は、防護衣(白衣等)、マスク、手袋等を着用する。また、運転のみを行う者はマスクを着用する(患者移送ガイドラインを参照)。
- (ウ) 拡散を防止するため、アイソレーションテント等を使用することで、運転席と後部(ケアコンパートメント)の間を仕切ることが可能となる。

ウ 消毒

検疫官は、法第 14 条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。

- (ア) 新型インフルエンザ疑い患者の手荷物
- (イ) 新型インフルエンザ疑い患者の居室、使用した洗面所、トイレ等

エ 濃厚接触者等の搬送

感染した危険性が相対的に高いと診断された当該者については、搬送車により検疫官が医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替え施設等)に搬送することとする。

搬送時には、検疫官は万一の感染防止の観点から、マスク手袋を着用し、また、当該者についてもマスクの着用を要請する。

オ 健康監視対象者からの報告に対する対応

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書(別紙5)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知すること。

- (2) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ

有症者が乗船していないとの報告があった場合

客船（貨客船も含む）については、検疫港（状況に応じて入港場所を指定）において、また貨物船についても検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施する。

① 乗員・乗客の検疫

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員に質問票を配付し、船内で記入を求める。また、原則として船内において質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認する。さらに、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書に基づき、健康監視（政令日間の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等）にて対応するものとし、マスクを配布し、万が一に備えた拡散防止のためであることを説明した上で、帰宅時におけるマスクの着用を要請する。

なお、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事への通報は必要ないものとする。

帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書（別紙5）により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）に速やかに通知すること。

② 有症者等への対応

①の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、2-(1)-④に従って停留措置を行う。

(3) 新型インフルエンザの発生地域を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船も含む）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。貨物船については、新型インフルエンザの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。

① 質問票及び健康管理カード

客船については、全乗客・乗員に質問票を配付し、船内で記入を求め、質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努め

る。

マスク及び健康管理カード(別紙 5)を配布し、健康上の注意点、発症後の対応等についての助言を行う。

IV その他

1 密入国者及び難民等に対する対応

検疫を実施するにあたっては、海上保安庁等の協力を得て、安全を確保した上で実施すること。感染症又は感染を疑う患者が確認された場合には、本人の希望により、隔離、停留等、必要な措置を行う。

2 警察等への協力要請

強権の行使に当たっては、必要が認められた場合は、警察等に協力要請を行い、必要な体制を確保すること。

3 関係機関への協力要請

地方自治体、感染症指定医療機関等に対し、検疫業務への積極的な協力について、連携・協力を事前に要請することとする。

(参照 : ○○○号通知参照。)

4 消毒薬

消毒に用いる薬品は、消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム製剤(濃度 1000ppm 以上)等とする。アルコールを使用する場合はその濃度を保持するために、使用時以外はアルコール収納容器を常に密封しておく。

消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望ましい。消毒薬を噴霧する場合は、消毒薬で濡れていない箇所がないくらい十分に噴霧を行い、その上で当該箇所を布等で拭く必要がある。なお噴霧により、病原体を拡散させる恐れもあるので注意する。